

〔資 料〕

スイス消費者信用法立法提案仮訳（その1）

山 本 隆 司

はじめに

(1) 消費者信用という取引形態は、先進資本主義国で非常に普及している。そこで用いられている法的技術はかなり高度なものであるにもかかわらず、その取引の一方当事者である消費者は、寧ろ取引経験と法律知識に乏しい一般市井の徒である。しかし限られた購買力の中で最大限の消費材・サービスの利用を考えると、信用利用という方法は、こつこつと蓄財して後にその購入を考えるよりも早期に欲求をかなえてくれる手段として歓迎される。「品物はすぐに、御支払は後で分割払で」というキャッチフレーズは、消費者にとって少々高額の商品購入にあたって、分割払1回の金額を見るときにはすぐに手のとどくものと観念され、それだけ購買意欲をかきたてる。しかし、慎重な考慮を欠いた軽率な高額商品購入は、その消費者に一旦何等かの事故（病氣・失業その他）が発生した場合にその経済的生活破綻の程度を重症化させやすいのも事実である。

日本でも先年来、所謂「サラ金」問題として世間の注目をあびた現象があったが、消費者信用の普及した先進資本主義諸国ではどこでもこれと形態は異なっても近似した問題をかかえている。日本よりもそうした問題に直面した時期は早いところが多い。しかし現在では消費者信用という範疇の下に包括される現象がその発生当初には割賦販売形態をとっていたことが多く、金融機関における与信が消費者に向けられるようになったのは比較的最近であるため、割賦販売方式に対する立法措置はかなり古くからあってもその上位概念に消費者信用という統一的範疇をもってする立法が考えられるようになったのは極最近のことである¹⁾。

先進資本主義諸国での最近の民事立法政策の重要課題のひとつを形成している消費者信用問題の背後には、以上のような事情がある。

(2) まずここに仮訳として紹介するひとつは、スイス連邦下院議会の立法提案

である。スイスでは、1963年に施行された割賦販売法があるが²⁾、前述した最近の現象に対処するには不十分であるとして、新たにこれを大幅に改正することが考えられている。1978年には連邦政府が草案を提起した³⁾が、ここで紹介される連邦下院議会草案はこれに若干の手を加えたものである。

後にここで紹介される他のひとつは、1963年法や連邦政府草案、連邦下院議会草案に対する根本的な批判を展開しているハンス・ギーガー教授（チューリッヒ大学）が反対草案として提起したものである⁴⁾。

現行法定立前の状態と1963年法、及び連邦政府草案、ギーガー草案のそれぞれに関する比較と全体的な検討については別の箇所で行うが⁵⁾、そのための参考資料として後二者の仮訳を試みる次第である。

(3) 本号で仮訳紹介する連邦下院議会草案は、1978年の連邦政府草案と同様に、1963年法を内容的に大幅に改正しながらもその規定が置かれる場所はこれと同様にスイス債務法中である。これはあたかも日本民法典中の債権編各則中に典型契約のひとつとしてこれを置くことにもたとえられるスイス法に特徴的な立法方法である。

ただし、法典法の部分改正の方法を採用する以上、全く新たに「消費者信用契約」という範疇を定立するのではなくて、既往の法典中に規定されている契約類型に拘束される部分がある。即ち、スイス債務法6. Titelの226条、227条を新たに規定しなおし、226条（分割払式販売）と227条（前払式販売）との間に226 a～226 rの各条を、次に227条の後に227 a～227 lの各条をそれぞれ挿入するという形態を採っている。ただ、少額信用に関しては、消費貸借契約と全く別個に9. Titelを起こし、318 a～318 vまでの各条を挿入している。

以下では、各条冒頭の〔 〕の中で、如何なる形態の取引に向けられた規定であるか、その内容は何かを簡単に記しておいた。

〔注〕

- 1) 消費者信用に関する立法政策をめぐる全般的な問題については、西ドイツを例に検討した——山本隆司「西ドイツにおける消費者信用法の現状と課題」（塩田・長尾編『消費者金融の比較法研究』有斐閣、1984年）。また西ドイツについては、その後の展開を含めて「欧州消費者信用法調査団報告」として雑誌NBLにおいて別に述べる予定である。
- 2) 1963年法の紹介については、佐々木坦「スイス割賦販売法の研究（1）～（5）」（長

〔資料〕スイス消費者信用法立法提案仮訳（その1）（山本）

崎県立国際経済大学論集，9巻3・4合併号，10巻2号，3・4合併号，11巻1号，3号，1976～78年）。

- 3) 1978年の連邦政府草案については，加藤良三「〔資料〕スイス消費者信用法——1978年法案（KKGE）の試訳——」（南山法学，4巻4号，1981年）で仮訳がなされ，かつ，同「スイス消費者信用法（1978年）の概要」（NBL，223号）で紹介されている。
- 4) Hans Giger, Ratenkredit als legislatorisches Problem — Systematische Darstellung und Kommentierung eines Alternativentwurfs —, 1983.
- 5) 「欧州消費者信用法調査団報告」として雑誌NBLにおいて西ドイツに続いて述べる予定である。

《スイス消費者信用法立法提案； 連邦下院議会 1982年案》

(Entwurf des Schweizerischen Nationalrates zu einem Bundesgesetz über den Konsumkredit (KKGE) vom 27. 1. 1982)

I. スイス債務法 OR 第6章を以下のように変更する。

§ 226 (新) 〔分割払式販売；定義〕

割賦販売により，売主は，買主に動産を売買価格の支払前に引渡すよう義務づけられ，買主は，売買価格を分割払で返済するよう義務づけられる。

§ 226 a 〔分割払式販売；適用範囲；拡張〕

1. 割賦販売に関する諸規定は，類似の経済的目的を達成させる行為に対しても適用される。
2. 割賦販売に関する諸規定は，物を時間的に間を置いて分割して追って引渡す契約に対しても，目的物引渡しを分割することが売主にとって必要なことではなく，これが買主の明確な信用受領の必要に相應する場合には，適用される。
- 2 (bis). 社会的保護を根拠として，連邦政府は役務給付契約をも，それに対する報酬支払が分割払でなされるべき場合には，割賦販売に関する諸規定の下に置くことができる。
3. 全部若しくは一部に通信教育を含み分割払で支払われる授業に関する契約には，割賦販売に関する諸規定が類推適用される。但，書面による契約であり，その書面において，顧客に明示的に，契約締結後最初の教材の引渡しを受けて後7

日以内に無償で撤回する権利若しくは現在進行中の契約を7箇月以内の教授期間終了までに相応する手段で解約告知できる権利が設定されている場合には適用除外される。但ここにいう解約告知権にあっての解約告知期間は1箇月を越えてはならない。

4. 少額信用に関する諸規定は別に定める。

§ 226 b [分割払式販売；適用範囲；制限]

1. 割賦販売に関する諸規定は、売買価格総額が400フランを越えない場合、又は売買価格が2箇月以内に頭金を含めて2回に分割されて支払われる場合には適用されない。
2. 売買が、独立の営業活動を行い若しくは取引企業として商人簿に登録されている者の取引活動と明示的な関連に立つ場合には、§§ 226 n, 226 o 2-4, 226 p 1-2の各条のみが適用される。

§ 226 b (bis) [分割払式販売；適用範囲；前払式販売に関する規定の適用]

割賦販売に際して引渡期間が1年を越える場合若しくはその期間が不特定の場合で買主が品物の引渡前に支払をせねばならない場合には、前払式販売に関する諸規定が (§§ 227-2271) 類推適用される。

§ 226 c [分割払式販売；契約締結；書面主義 / 記載事項 / 夫の同意等]

1. 契約は、以下に掲げる諸事項に関して容易に判読できるような書面で締結されなければならない。
 - ① 当事者の名前と完全な住所、年齢、身分登記簿上の身分、買主の職業とその職業上の地位。
 - ② 売買の目的物。
 - ③ 現金販売価格。
 - ④ フランで表示された分割払による割増料金とその初回金を除く現金販売価格の中間通減方式で計算された年利。その年利は、連邦政府によって少額信用に関して確定された最高限度を越えてはならない。
 - ⑤ 販売価格総額。これは現金販売価格と分割払による割増料金との合計に相応したものでなければならない。

- ⑤ (bis) 残債務保険の締結に関するすべての合意事項、この保険契約によって填補される危険、及びこのために補充的に賦払割増料金に付加される保険契約金。
 - ⑥ フランで表示された初回金の額とその現金販売価格に占める割合のパーセント表示、並びに支払に物が供される場合のその物の支払総額中に占める算入価値〔下取り価格が支払総額中に占める割合——訳者注〕。
 - ⑦ 初回金、分割払の1回の金額とその支払期日。
 - ⑧ 買主が、契約締結後7日以内であれば当該契約を書面により無償で撤回できる権利を持つことの指示。
 - ⑨ 買主が残額を期限内に弁済することができる権利とその際に分割払割増料金が減額されることの指示。
 - ⑩ 遅滞ないし猶予に際して負わされる利息。
 - ⑪ 所有権留保又は売買価格債権の譲渡に関する合意事項のすべて。
 - ⑪ (bis) 買主が分割払取引ないし少額信用に基づいて他に継続的な義務を負うか否かまたその金額の高さはどれだけか、という疑問に対する買主の表示。
 - ⑫ 契約に署名された場所と時。
2. 買主が未成年又は行為能力を欠く場合、契約は法定代理人の同意を必要とする。
 3. 買主が夫と共同の家計を維持しかつ販売価格総額が1000フランを越える場合、契約は、買主の夫の同意を必要とする。
 4. 法定代理人ないし夫はその同意を遅くとも契約締結の時に共同署名の形で与える。共同署名のみでは如何なる共同責任も負わない。

§ 226 d 〔分割払式販売；契約締結；基準となる時点〕

契約は、買主が、買主売主双方が署名した契約書を受領したことを示す補助書面とその日付とを伴って、両当事者署名の契約書2通のうちの1通を受領したことにつき売主に対して書面で証明した時点ではじめて効力を持って締結されたものとなる。

§ 226 e 〔分割払式販売；契約締結；契約の瑕疵〕

1. 次の場合には契約は無効である。

- ① 書面形式が採られていなかった場合。
- ② 両当事者の名前及びその住所が契約書類から明瞭に判別されない場合。
- ③ 売買目的物ないし現金販売価格が明瞭に特定できない場合。
- ④ 買主の撤回権が指示されていない場合。
- ⑤ 法定代理人ないし夫の同意を欠く場合。
- ⑥ 買主が契約書の1通を受領している旨の書面による買主の証明がない場合。

右の場合には、売主は売買目的物の返還請求権を有するが、売主は買主に対し、受領した支払額に年利12%を付して返還する債務を負う。

2. 以下の諸事項を欠き、又は法定の要件に矛盾し、若しくは実質的な瑕疵ある場合には、買主は現金販売価格についてのみ債務を負う。

- ① 分割払割増料金。
- ② 販売価格総額。
- ③ 初回金。
- ④ 分割払であること。
- ⑤ 買主には残債務を期限内に返済する権利がありかつその場合にはこれによって分割払割増料金が減額されることの指示。

右の場合、現金販売価格は法定の最長期間内に、最高1箇月の間を置いて、分割払と同じ方法で支払われる。

3. 遅滞若しくは猶予に際して負わされる利息が提示されず、又はこの利息が法定最高限度を越える場合には、最高5%の利息が請求される。

§ 226 e (bis) [分割払式販売；契約締結；賃金債権譲渡]

買主の賃金債権を譲渡し又はこれに質権を設定する旨の契約条項は無効である。

§ 226 f [分割払式販売；契約締結；所有権留保 / 売買代金債権の譲渡]

1. 契約締結後に所有権留保を合意することはできない。
2. 売主が、売買代金債権の譲渡につき契約において明示的に留保しておくことなくこれを譲渡した場合には、買主は、債権譲渡の通知受領後7日以内に売主に対する書面の表示により、債権者変更を拒絶することができる。

§ 226 g 〔分割払式販売；撤回権＝クーリングオフ〕

1. 買主は、契約締結後7日以内に書面で当該契約を撤回する独立の権利を有する。
2. 撤回の意思表示が7日めに投函された場合には、右の期間が遵守されている。
3. 買主は、損害補償債務も違約金債務も負わない。
4. 撤回期間経過前には、売買目的物の一部若しくは全部が引渡されてはならない。事前に引渡された物は、無効の効果に関する規定に従って返還されるべきである。

§ 226 h 〔分割払式販売；両当事者の権利義務；初回金の下限〕

1. 買主は、売買目的物の引渡前に少なくとも現金販売価格の30%を現金で支払い、又は支払に対して確定可能な取引上の価値を持つこれに代わる動産を渡していなければならない。
3. 売主が、最少初回金を現金若しくはこれに代わる価値ある動産において保持することなく目的物を引渡した場合には、売主は給付されざる部分に対する請求権を喪失する。初回金が買主の自己資金から調達されず又はこれに当てる資金が少額信用を受領することによって得られており、かつ売主がこのことを知り若しくは知るべかりし場合には、初回金は給付されていないものと看做される。

§ 226 i 〔分割払式販売；両当事者の権利義務；最長期間 / 買主緊急状態の際の延長等〕

1. 買主は残債務を初回金支払後24箇月以内に現金で、同じ額に分割された金額において返済しなければならず、その分割返済は最高1箇月の間を置くことが必要である。
2. しかし買主が、契約締結に際しては考えられえなかった事情により経済的な緊急状態に陥った場合には、両当事者は法定最長期間内で支払猶予又は他の支払軽減方法につき合意することができる。
- 2 (bis). 前項の合意がなされず若しくはその合意が法的最長期間を越える場合には、一方又は双方の当事者の要求に基づき、買主居住地の裁判官がこの点につき簡易かつ迅速な手続で判決する。裁判官は、買主が自己の債務を履行するであろうことにつき根拠づけられた見込がある場合にのみ、右の要求に応える必要があ

る。その際に、法定最長期間を最大 12 箇月越えることができる。

3. 売主は、法定若しくは裁判官によって延長された契約期間の徒過に至るまで現金での支払を受けることができなかつた残債務についての請求権を、売主がこの時点経過後 2 箇月以内に法的に主張しなければ喪失する。

§ 226 l [分割払式販売；両当事者の権利義務；買主の抗弁権]

1. 買主は、自己の債権を、割賦販売に基づき、自己が売主に対して負う債務と相殺する無条件の権利を有する。
2. 買主は、分割払債務の如何なる譲受債権者、並びにその債権が割賦販売に関しておりかつ売主の了解において発生しているならば、譲受債権者以外の如何なる右債権の債権者に対しても、割賦販売に基づく自己の抗弁を主張する無条件の権利を有する。

§ 226 m [分割払式販売；両当事者の権利義務；買主の期限の利益放棄権限]

1. 買主は残債務を期限到達前に支払うことができる。
2. 買主が残債務を完全に支払った場合には、買主から権利として要求されなかつた部分の契約期間について発生する分割払割増金の少なくとも 75% が残債務から控除されるべきである。

§ 226 n (新) [分割払式販売；買主の遅滞；遅延利息 / 支払猶予利息]

遅滞ないし支払猶予に際して負わされる利息は、分割払割増金に関して合意された金額を越えてはならない。

§ 226 o [分割払式販売；買主の遅滞；売主の選択権；履行請求か解除権か]

1. 買主が初回金の支払を遅滞した場合には、売主はその支払を請求するか、又は買主にその履行のために 2 週間の期間を設定した後に当該契約を解除することができる。
2. 買主が分割払金支払を遅滞した場合には、売主はその支払のみを請求できる。
3. 前項の請求にもかかわらず、買主が数回の分割払金支払を遅滞し、その額が販売総額の少なくとも 10% となる場合、若しくは 1 回の分割払金支払遅延の額が販売総額の 25% となる場合には、売主はさらに、このことを契約において前も

って明示的に留保している場合（に限り？）、契約を解除し、又はこれに代えて残債務を一括して支払うよう請求することができる。この場合、売主は予め買主にその履行のために2週間の期間を設定しておかなければならない。

4. 買主が最終回の分割払金支払を遅滞した場合には、売主は、この場合の解除権を予め売主に留保している場合に限り、契約を解除できる。この場合、売主は予め買主にその履行のために少なくとも1箇月の期間を設定しておかなければならない。

§ 226 p（新）〔分割払式販売；買主の遅滞；解除権行使の効果〕

1. 売主が売買目的物引渡後に契約を解除した場合には、両当事者は既に受領した給付を返還しなければならない。この場合、支払軽減のために裁判官が別の命令を出すことを妨げない。
2. 売主は、売買目的物の返還の他に、相当な使用料並びに通常でない使用や毀損ないし喪失に対する補償を請求できるが、この額は全体として売主が契約適合的な履行ある場合に取得したであろう額を越えてはならない。
3. 売主が売買目的物引渡前に解除した場合には、売主は現金販売価格の10%を上限として損失補償ないし違約金を請求できる。

§ 226 q 〔分割払式販売；買主の遅滞；残債務の一括請求；割増金の控除 / 遅延利息計算の起算点〕

売主が残債務を一括請求する場合には、2週間の期間（催告期間）の徒過の後に発生する分割払割増金のうちの50%が残債務から控除される。遅延利息もこの時点から発生し、短縮された請求に関してのみ計算することが許される。

§ 226 r（新）〔分割払式販売；裁判管轄〕

スイスに居住する買主は、割賦販売から生じる紛争を自己の住居地を管轄する裁判官によって判断されることを予め放棄することはできない。

§ 227（新）〔前払式販売；定義〕

前払式販売により、売主は、買主に売買価格の支払後に動産を引渡すよう義務づけられ、かつ買主は、売買価格を予め分割払で納付することを義務づけられる。

§ 227 a 〔前払式販売；適用範囲；総則〕

1. 前払式販売に関する諸規定は、以下の各号に掲げる場合につき適用される。
 - ① 契約が1年を越える期間若しくは不特定期間につき締結されており（数年間に渡る契約 Überjährige Verträge）かつ少なくとも2回の分割払が予定されている場合。たとえ最後の分割払支払が売買目的物引渡に際して生じるものであってもよい。
 - ② 契約が3箇月以上1年以内の期間につき締結されており（期間1年以内の契約 Unterjährige Verträge）かつ少なくとも3回の分割払が予定されている場合。
2. 前払式販売に関する諸規定は、売買が、独立の営業活動を行い若しくは商人簿に取引企業 Geschäftsfirma として登録されている買主の取引活動と明らかな関連のある場合には、適用されない。

§ 227 a (bis) 〔前払式販売；適用範囲；分割払式販売に関する規定の準用〕

割賦販売に適用される諸規定のうち、適用範囲を拡張する規定（§ 226 a 1-3）、契約締結の時点に関する規定（§ 226 d）、賃金債権の譲渡ないしこれに対する質権設定の無効に関する規定（§ 226 e-bis）、販売代金債権の契約に留保されざる譲渡に関する規定（§ 226 f 2）、買主の撤回権に関する規定（§ 226 g）、裁判官の権限に関する規定（§ 226 i 2 bis）、及び買主の抗弁に関する規定（§ 226 l）並びに裁判管轄と仲裁裁判所に関する規定（§ 226 r）は、前払式販売にもこれを準用する。

§ 227 b 〔前払式販売；契約締結；書面主義 / 記載事項 / 夫の同意等〕

1. 契約は、以下に掲げる諸事項に関して容易に判読できるような書面で締結されなければならない。
 - ① 両当事者の名前と完全な住所、買主の年齢、身分登記簿上の身分、職業及びその職場での地位。
 - ② 売買の目的物。
 - ③ 売主の総債権 Gesamtforderung。
 - ④ 前払の回数、金額及びその発生時期、並びに支払義務の期間。
 - ⑤ 買主が、契約締結後7日以内に当該契約を書面により無償で撤回できる権利

を持つことの指示。

- ⑦ 遅滞ないし支払猶予に際しての利息。
 - ⑧ 売買代金債権の譲渡に関する合意のすべて。
 - ⑨ 契約に署名した場所と日時。
 - ⑩ 数年間に渡る契約にあってはさらに：
 - a. 前払金の支払を受ける権限ある銀行 (§ 227 g-bis)。
 - b. 買主の負う利息。
 - c. 買主が契約を解約できる権利、並びにその際に支払われるべき違約金。
2. 買主が未成年者又は禁治産者である場合には、契約は法定代理人の同意を必要とする。
 3. 買主が夫と共同の家計を維持しかつ債務総額 *Gesamtschuld* が1000フランを越える場合には、契約は夫の同意を必要とする。
 4. 法定代理人ないし夫は共同署名により遅くとも契約締結に際して同意する。共同署名したことのみによっては何等の共同責任をも根拠づけない。

§ 227 c 〔前払式販売；契約締結；契約の瑕疵の効果〕

1. 以下の各号に掲げる場合には、契約は無効である。
 - ① 書面形式が採られていない場合。
 - ② 両当事者の名前及びその住所が契約書類から明瞭に判読できない場合。
 - ③ 売買目的物又は売主の債権全体 *Gesamtforderung* が明示的に特定できない場合。
 - ④ 買主の撤回権が指示されていない場合。
 - ⑤ 数年間に渡る契約にあっては、銀行の名称を欠き、又は法定の要件に矛盾し若しくは銀行名が明瞭でない場合。
 - ⑥ 法定代理人ないし夫が同意していない場合。
 - ⑦ 買主が契約書の写しを所持した旨の買主の書面による証明を欠く場合 (§ 226 d)。

右の各号に掲げる場合において、前払金が既に給付されている場合には、売主は買主に対し、この既払金に年利12%の利息を付する債務を負う。

2. 以下の各号に掲げる事項を欠き、又は法定の要求に矛盾し若しくは実質的な瑕疵ある場合には、買主は契約を補償することなく解約し、又は既に給付した支払

の価値において品物を契約で合意された条件で受取ることができる。

- ① 前払の回数及びその額と発生時期並びに支払義務の期間。
- ② 数年間に渡る契約にあってはさらに,
 - a. 買主に負わされる利息。
 - b. 買主の解約告知権の指示。
3. 遅滞ないし支払猶予に際して負わされる利息が決められておらず若しくはこれが法定の最高限度を越えている場合には、この利息は請求されえない。

§ 227 e [前払式販売；両当事者の権利義務；価格決定]

1. 売買契約が契約締結に際して決められている場合には、追加請求権 *Nachforderung* の留保は無効である。
2. 買主が、自己の選択に従い品物を或る最高額で受取るよう義務づけられており、その価格が契約において予め決められていなかった場合には、売主は、すべての選択の権利 *die gesamte Auswahl* を通常の売買価格で買主に提供しなければならない。

§ 227 e (bis) [前払式販売；両当事者の権利義務；売買目的物の引渡請求]

買主は、最後の前払金を給付し又はこれを提供した場合にはじめて売買目的物の引渡請求ができる。

§ 227 f [前払式販売；両当事者の権利義務；期限前の支払]

1. 売買価格全額の支払と引換に、買主は何時にても売買目的物の引渡を請求できる。
2. 売買価格全額の支払前の売買目的物全体の引渡は、(既に支払われた)前払金が当該契約と同じ価値を持つ *gleichwertigen* 割賦販売に関する法定最少初回金の額に達し、かつこのような割賦販売に関して適用されるその他の諸規定をも遵守している場合に限り認められる。
3. 買主がいくつかの特定の物 *mehrere bestimmte Sache* を購入し又は選択権を留保している場合には、それが一体として引渡されなければならないもの *eine Sachgesamtheit* でない限り、買主は売買価格全額の支払前の時点で、既に給付されている前払金に応じて、品物を分割引渡の方法で引渡すことを請求できる。

にもかかわらず売主が分割引渡を義務づけられるのは残債権の5%を担保として留保した場合に限られる。

§ 227 g (bis) 〔前払式販売；数年間に渡る契約に関する特則；前払の担保〕

1. 数年間に渡る契約にあっては、買主は、貯蓄預金 Spareinlagen 受入れの権限ある銀行に前払金を給付すべきである。払込金は買主の名前で開設されている貯蓄口座に貸方記入 gutschreiben され、かつ通常の利息を付される。買主の銀行預金 Guthaben については銀行と売主とは買主に対して連帯して責任を負う。
2. 銀行は、両契約当事者の同意ある場合に限り支払することができる。この同意を予め与えることはできない。
3. 買主が、売主の求めに応じ、自己の前払金を契約において決められた銀行に給付しなかった場合には、買主は自己の前払金を無効の作用に関する諸規定に従い何時にても取戻すことができる。このことにつき売主及びすべての第三受取人 Drittempfänger は買主に対して連帯して責任を負う。この他、買主は強制執行に際し、支払金の如何なる受取人に対しても銀行と同様の破産法上の優先権 Konkursvorrecht を享受する。

§ 227 h 〔前払式販売；数年間に渡る契約の特則；売買価格の売主への支払〕

1. 数年間に渡る契約にあっては、銀行は、品物の受取りに関する買主の書面による証明が銀行に提示された場合のみ、売買価格を支払うことが許される。
2. 前項の規定にもかかわらず、買主は、既に品物の引渡請求の時点において、売買価格の30%以内で自己の銀行預金を売主に解放 freigegeben することができる。

§ 227 i 〔前払式販売；契約の終了；解約告知と違約金〕

1. 数年間に渡る契約については、買主は品物の引渡請求をなすに至るまでは何時にてもこれを解約することができる。
2. 契約が解約された場合には、買主は、既に支払った金額に通常の銀行利息を付して返還することを請求する請求権を有する。
4. 当該契約がその締結後1箇月以内に解約される場合、約定された違約金は、売主の債権全体の2.5%を越えてはならず、かつ150フランを上限とする。締約後1箇月以上を経た後に買主が解約する場合には、違約金は5%を越えてはなら

ず、かつ 300 フランを上限とする。

5. 契約が重大な根拠に基づいて解約される場合には、違約金が請求されえない。特に重大な根拠といえるのは、それが存在すれば契約の継続がもはや信義則上解約者に期待されえないような事情すべてである。

§ 227 k [前払式販売；契約の終了；契約期間の経過]

1. 前払給付をなす義務は、契約締結後 5 年間で終了する。
2. 数年間に渡る契約において、買主が 8 年を経ても品物の引渡請求をしない場合には売主は、3 箇月の催告期間を設定した後、当該契約を解除し、違約金を請求できる。
3. (前項の場合において) 買主に催告が送達されえない場合には、売主は、買主の最後の居住地の官公庁の公表機関において、買主が知らされて後 3 箇月以内に品物の引渡請求をしない場合には売主は契約を解除する、との指示を付して、買主の費用で催告を公示することができる。この期間を経過した後、売主は銀行において違約金の支払と公示費用の賠償を請求することができる。

§ 227 l [前払式販売；買主の遅滞]

1. 遅滞ないし支払猶予によって負わされる利息は、年率 5% を越えてはならない。
2. 買主が前払金支払を遅滞した場合には、売主はその支払のみを請求できる。
3. 前項の規定にもかかわらず、買主が数回の前払金支払を遅滞し、その総額が少なくとも売主の債権全体の 10% となる場合、又は 1 回の支払遅滞においてその額が売主の債権全体の 25% となる場合、若しくは最後の前払金支払が遅滞している場合には、売主は契約を解除することができる。この場合、売主は予め買主に対して履行のために 1 箇月の期間を設定しておかなければならない。
4. 売主が期間 1 年以内の契約を解除する場合には、売主は、自己の債権全体の 10% を越えない範囲の額を補償金ないし違約金として請求することができる。
5. 売主が数年間に渡る契約を解除する場合には、売主は、合意されている違約金並びに売主が買主に通常の銀行利息を越えて賦与していた特典のみ *nur das vereinbarte Reugeld sowie allfällige Vergünstigungen* を請求することができる。

II. スイス債務法第9章を以下のように補充する。（第3節を § 318 a ff. で新設）

第3節：少額信用（新）

§ 318 a 〔少額信用；定義；少額信用契約 / 最低利率〕

1. 少額信用契約により、与信者は受信者に対しある金額を手交し又はこれを使用させることを義務づけられ、受信者は要求された額を返還し一定の最低利率 *Mindestsatz* を越える信用費用を支払うことを義務づけられる。
2. 前項に所謂最低利率は連邦政府によって決定され、かつこれは白地信用について通常合意される総利率 *Bruttosatz* を 25—50% 越えないものとする。

§ 318 b 〔少額信用；定義；信用費用 *Kreditkosten*〕

1. 信用費用とは、その名称の如何にかかわらず、残債務保険 *Restschuldversicherung* の保険料を除いて、受信者が与信額手交のために補充的に債務を負わされる金額全体をいう。
2. 信用費用は、分割払信用及びその請求限度額が定期的に減少してゆく信用に際して中間における通減と関連させられる年率において計算されるべきである。
3. 前項の利率は、連邦政府によって確定される最高利率を越えてはならない。

§ 318 c 〔少額信用；適用範囲；物的範囲と人的範囲〕

1. 本節の諸規定は、その信用費用が少額信用に関して基準となる最低利率を越える与信商品小切手 *kreditierte Warencheck* 及びクレジットカードにも適用される。
2. 本節の諸規定は、少額信用が、独立の営業活動をなし又は取引企業として商人簿に登録されている受信者が行う取引活動と明確な関連に立つ場合には、適用されない。

§ 318 d 〔少額信用；契約締結；書面主義 / 記載事項 / 夫の同意等〕

1. 契約は、以下に掲げる諸事項に関して容易に判読できるような書面で締結されなければならない。
 - ① 両当事者の名前と完全な住所、買主の年齢、身分登記簿上の身分、職業及びその職場での地位。

- ② 支払われた与信額又は最大限使用可能な与信額（与信限度額）。
 - ③ フラン及び年利率で表示された最大限信用費用。
 - ④ 与信額と信用費用とから成立し、最大限返済可能な金額全体 Gesamtbeitrag。
 - ④ (bis) 残債務保険の締結に関する約定がなされた場合にはその旨、及びこの保険によって填補される危険並びにこの保険契約締結について補充的に信用費用に付加される保険料。
 - ⑤ 与信の期間。
 - ⑥ 分割払信用及び請求限度額が定期的に通減する信用にあっては、分割払金の最高額と発生時期。
 - ⑦ 契約締結後7日以内に書面により無償で契約を撤回できる受信者の権利の指示。
 - ⑧ 少額信用を期限前に返済できる受信者の権利並びにそのことにより信用費用が減少することの指示。
 - ⑨ 遅滞ないし支払猶予に際して負わされる利息。
 - ⑩ 与信者の債権が譲渡されることについての合意がある場合には、その旨。
 - ⑩ (bis) 受信者が他に継続的な義務を少額信用ないし分割払取引に基づいて負うことがあるのか否か、また負うとすれば如何なる高さの額か、という疑問に対する受信者の（理解の）表示。
 - ⑩ (ter) 少額信用が中央債務者管理期間のひとつに bei einer zentralen Schuldnerkontrolle 登録されていることの表示。
 - ⑪ 契約に署名した場所と時。
2. 受信者が未成年又は禁治産者の場合には、契約は法定代理人の同意を要する。
 3. 受信者が夫と共同で家計を行っており、かつ返済すべき総額が最高 1000 フランを越える場合には、契約は受信者の夫の同意を要する。
 4. 法定代理人ないし夫は自己の同意を共同署名により遅くとも契約締結に際して与える。この場合、共同署名したことのみによっては何等の共同責任も負わない。

§ 318 e [少額信用；契約締結；基準となる時点]

受信者が与信者に対し、補助書面及び日付の提示を伴い両当事者の署名した契

約書の写しにつき、自己が両当事者に署名された契約を維持する旨を書面により証明した時点ではじめて契約は有効に締結されたものとなる。

§ 318 f 〔少額信用；契約締結；契約の瑕疵とその効果〕

1. 以下の各号に掲げる場合には、契約は無効である。
 - ① 書面形式が採られていない場合。
 - ② 両当事者の名前と住所が契約書面から明瞭に判読されない場合。
 - ③ 与信額、信用費用、返済されうる総額、期間、また分割払による返済の合意があればその旨、に関する諸事項のひとつが欠けている場合、又は法定の要求に矛盾し若しくは実質的な瑕疵がある場合。
 - ④ 受信者の撤回権に関する指示がなされていない場合。
 - ⑤ 受信者には期限到来前に返済する権利があり、その際には信用費用が減少する旨の指示がなされていない場合。
 - ⑥ 法定代理人又は夫の同意がない場合。
 - ⑦ 受信者が契約の写しを保持している旨の受信者による書面の証明がない場合。
2. 遅滞ないし支払猶予に際して負わされる利息につき申出がなされておらず或いはこの利息が法定の最高限度利率を越えている場合には、年率5%を上限としてのみ請求されうる。

§ 318 g 〔少額信用；契約締結；契約の瑕疵による無効の効果〕

1. 契約が無効である場合には、受信者は、既に受領し若しくは請求している与信額を法定の最長期間の経過するまでに、最高1箇月の間を置いている分割払と同様の返済条件で返済すべきである。
2. 前項の場合、受信者は、返済すべき額につき、年率5%の信用費用を負う。

§ 318 g (bis) 〔少額信用；契約締結；契約の瑕疵；賃金債権譲渡の禁止〕

受信者の賃金債権を譲渡し又はこれに質権を設定することを考えている条項ないし受信者の給与振込口座 Gehaltskonto に対して与信者にこれと同様の権利を設定している条項は無効である。

§ 318 i [少額信用；撤回権；与信者に対する撤回権＝クーリングオフ]

1. 受信者は契約締結後 7 日以内に書面によりこれを撤回する無条件の権利を有する。
2. 撤回の意思表示が 7 日目に投函された場合には、前項の期間が遵守されている。
3. (第 1 項に掲げる権利が行使された場合) 受信者は補償の義務も違約金支払義務も負わない。
4. 撤回権の行使期間経過前に与信額の全部若しくは一部が受信者に支払われ又は使用できる状態に置かれてはならない。右期間経過前に支払われ又は使用するにまかされた金額は、無効的作用に関する諸規定に従い返還されるべきである。

§ 318 k [少額信用；撤回権；第三者に対する撤回権＝クーリングオフ]

1. 撤回されるべき少額信用が動産又は役務給付の取得への融資のために決められている場合には、右融資が物ないし役務の給付義務者と与信者との共同作業 *Zusammenwirken* によって発生させられたものである限り、受信者は同時にまた取得契約をも、相手方当事者に対してなす書面による相応の意思表示の方法により撤回できる。
2. 受信者に撤回された契約に基づき既に物の所有権が移転され又はその使用にまかされている場合には、受信者は債権者に対し、相当の使用料支払い並びに通常でない使用又は毀損ないし喪失によって生じた損失を補償する債務を負う。既に実現された役務給付に関しては、受信者は、債権者に、委任に関する規定に従い、立替及び支出された費用を償還する債務を負う。

§ 318 l [少額信用；少額信用斡旋；有償少額信用斡旋は無効]

少額信用を有償で斡旋する合意は無効である。

§ 318 l (bis) [少額信用；重疊的貸付の禁止 / 制限]

1. 何人も同時に二つ以上の少額信用契約の債務者となることはできない。
- 1 (bis). 家計を共同で行う配偶者は、単一の受信者と看做される。
2. 与信者は、自ら第 1 項において確定された要件を連邦政府によって承認された中央債務者管理機関に対する問合せによって検討したことを証明した場合には、

返済及び信用費用に対する請求権のみを有する。

§ 318 m 〔少額信用；重量的貸付の効果＝禁止 / 返済請求権の喪失〕

1. 与信者が、締結された少額信用契約に基づき、その与信額の全部又は一部が既に行われている少額信用に基づく残債務の解消 zur Ablösung der Restschuld のために決められたものであることを知り若しくは知るべかりし場合には、返済及び信用費用に対する如何なる訴求可能な請求権も発生しない。

§ 318 n 〔少額信用；割賦購入への与信となる場合＝返済請求権の喪失〕

与信者が、締結された少額信用契約に基づき、与信額の全部又はその一部が、割賦販売に関する書面に署名された契約のひとつに基づく残債務の支払若しくはその解消のために決められたものであることを知り若しくは知るべかりし場合には、返済及び信用費用に関する如何なる訴求可能な請求権も発生しない。

§ 318 o 〔少額信用；受信者からの返済〕

1. 与信額の全部若しくは一部が支払われ又はその他の方法で返済される belasten 場合には、与信者は何等貸付額からの控除 Abzug ないし支払保留 Rückbehalt を行ってはならない。
2. 返済及び信用費用支払に関する請求権は、受信者が受領又は使用にまかされたことを受信者自身において書面の領収証 Quittung ないし支払委託 Anweisung によって証明し、かつその記載事項につき契約で合意している金額についてのみ成立する。
3. 契約は、与信額の全部若しくはその一部が撤回権行使期間経過後 1 箇月以内に支払われず又は提供されなかった場合には、消滅する。

§ 318 p 〔少額信用；期間の制限〕

1. 受信者は、与信額を最初の請求があった時から 24 箇月以内に現金で返済しなければならない。契約において分割払込込時期が接近している場合 bei festen Teilzahlungskrediten には、最高 1 箇月の間を置いて提供されるのと同額の分割払込額において返済されなければならない。
2. 前項の規定にもかかわらず、受信者が契約締結当時には考えられなかった事情

により経済的な緊急状態に陥った場合には、両当事者は、法定の最長期間の範囲内で、支払猶予その他の支払条件の緩和 *Zahlungserleichterungen* を合意することができる。

- 2 (bis). 前項の合意が成立せず又はこの合意による期間が法定最長期間を越えることになる場合には、一方又は双方の当事者の申出に基づき、受信者の居住地の裁判官は、簡易かつ迅速な手続によりこの点につき判決する。裁判官は、受信者が自己の義務を履行する根拠のある見込がある場合にのみこの申出に沿うことが許される。その際、裁判官は法定最長期間を最高 12 箇月延長できる。
3. 与信者は、設定され又は裁判官によって延長された期間の経過後 2 箇月以内にこれを法的に請求しなかった場合には、前項の支払猶予期間経過までに現金で支払われなかった部分の与信債権に関する請求権を喪失する。

§ 318 r [少額信用；受信者の期限の利益の放棄の権利]

1. 受信者は、少額信用を返済期限到来以前に返済することができる。
2. 前項の場合において、受信者が残債務を完全に返済した場合には、要求されていない与信期間について発生する信用費用の少なくとも 75% が受信者に免除されるべきである。

§ 318 s [少額信用；与信者の期限前の解約告知権を認める条項の効果]

与信者に期限前に解約告知をする権利を認める合意は、受信者の遅滞に関する諸規定の留保の下に、無効である。

§ 318 t [少額信用；受信者の抗弁権の接続]

1. 受信者は、少額信用契約に基づく自己の抗弁権を如何なる譲受債権者に対しても行使することができる独立の権利を有する。
2. 少額信用が動産又は役務給付の獲得の融資のために賦与されている場合には、受信者は、当該融資が物又は役務給付契約の債務者と与信者との共同作業によって発生させられている限り、少額信用契約に基づく自己の抗弁権を獲得契約における契約相手方に対しても行使することができる。
3. 前項と同じ要件の下で、受信者は、獲得契約に基づく自己の抗弁権を与信者ないし譲受債権者に対してもまた行使することができる。

§ 318 u 〔少額信用契約；受信者の返済遅滞〕

1. 遅滞ないし支払猶予に際して負わされる利息は、信用費用に関して合意された利率を越えてはならない。
2. 受信者が、分割払信用ないし請求限度額が定期的に減少する信用にあって、数回の返済を遅滞しその金額の合計が返済されうる額全体の少なくとも10%となる場合、若しくは1回の返済遅滞においてその額が返済されうる額全体の25%となる場合には、与信者は、自らそのことを契約において明示的に留保している場合、残債務全額の返済を請求することができる。この場合、返済請求をなす前に、与信者は受信者に対し履行のために2週間の期間を設定しなければならない。
3. 与信者が残債務全額の返済を請求する場合には、2週間経過後に発生する信用費用の50%が請求額から控除される。同じ時点から後は、遅滞利息もまたこの縮減された債権に関してのみ計算することが許される。

§ 318 v 〔少額信用；裁判管轄〕

スイスに居住する受信者は、少額信用契約から生じる争いにつき自己の住居地の正規の裁判官によって判断される権利を予め放棄することはできない。

§ 318 v (bis) 〔少額信用；与信者の報告義務 Meldepflicht〕

1. 営業的に少額信用を賦与した与信者は、締結されたすべての少額信用契約を連邦政府によって承認された中央債務者管理機関に報告すべきである。
2. 故意又は過失により前項の義務に違反した者は、これによって発生した損害を賠償すべき責に任ずる。

〔未完〕